

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び会計職員等の賠償責任

住民監査請求

住民

- ① 違法・不当な公金の支出
- ② 違法・不当な財産の取得・管理・処分
- ③ 違法・不当な契約の締結・履行
- ④ 違法・不当な債務その他の義務の負担
- ⑤ 違法・不当に公金の賦課徴収又は財産の管理を怠る事実

あると認めるとき

- ① 監査
- ② 当該行為の防止・是正
- ③ 当該怠る事実を改めること
- ④ 団体の被った損害の補填

請求

監査委員

請求に理由がないことの通知・公表

結果に不服のあるとき

必要措置

必要な措置を行わないとき

議会・長等に対する必要な措置の勧告

六十日以内に監査・勧告を行わないとき

住民訴訟

住民訴訟

住民

- ① 行為の差止め
- ② 行政処分を取り消し・無効確認
- ③ 怠る事実の違法確認
- ④ 職員に対する損害賠償等の請求を求める

請求

裁判所

判決

会計職員等の賠償責任

普通地方公共団体の長

賠償命令の対象となる者

賠償命令が発令される場合

監査委員

賠償責任及び賠償額の決定

普通地方公共団体の長

賠償命令

住民訴訟制度の概要①

1 住民訴訟の目的

地方公共団体の職員による違法な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とする制度

(参考)最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決(民集32巻2号485頁)

住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による地方自治法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであって、執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。

2 住民訴訟を行うことができる者(地方自治法 § 242の2①)

住民監査請求を行った当該地方公共団体の住民(法人を含む。)

3 住民訴訟を行うことができる場合(地方自治法 § 242の2①)

住民が住民監査請求を行った場合において、以下に該当するときに、訴訟を提起することができる。(監査請求前置主義)

- ① 監査委員の監査の結果・勧告、勧告に基づいて長等が講じた措置に不服があるとき
- ② 監査委員が監査・勧告を60日以内に行わないとき
- ③ 監査委員の勧告に基づいた必要な措置を長等が講じないとき

4 住民訴訟を提起することができる期間(地方自治法 § 242の2②)

住民訴訟を提起できる場合に応じて、それぞれ一定の日から30日以内に訴訟を提起しなければならない。

住民訴訟制度の概要②

5 住民訴訟における請求の内容(地方自治法 § 242の2①)

違法な行為又は怠る事実(不当な行為又は怠る事実に係るものは対象外)について、以下のとおりの請求ができる。

	被告	請求内容	判決主文の例
1号訴訟	執行機関又は職員(※1)	財務会計上の行為の全部又は一部の差止めの請求	被告(執行機関等)は、●●事業に関し、公金を支出してはならない。
2号訴訟	地方公共団体	行政処分たる財務会計上の行為の取消し又は無効確認の請求	●●市長(処分行政庁)が●●に対し平成○年○月○日付けでした●●処分を取り消す。
3号訴訟	執行機関又は職員(※1)	怠る事実の違法確認の請求	被告(執行機関等)が、別紙物件目録記載の土地につき、●●に対し、同土地上の●●の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
4号訴訟	執行機関又は職員(※2)	①「当該職員」(※3)又は「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」(※4)に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求 ②ただし、「当該職員」又は「相手方」が法第243条の2の2③の規定による賠償命令の対象となる者である場合にあつては、賠償命令を求める請求	①被告(執行機関等)は、●●(職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。 ②被告(執行機関等)は、●●(会計職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合に金員の賠償の命令をせよ。

※1 1号訴訟・3号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、当該財務会計行為又は怠る事実に係る権限を有する執行機関又は職員を指す。

※2 4号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、通常、行使を求められている債権を管理するとともに、賠償命令の主体となる執行機関としての長又は当該権限の委任を受けた職員が該当する。

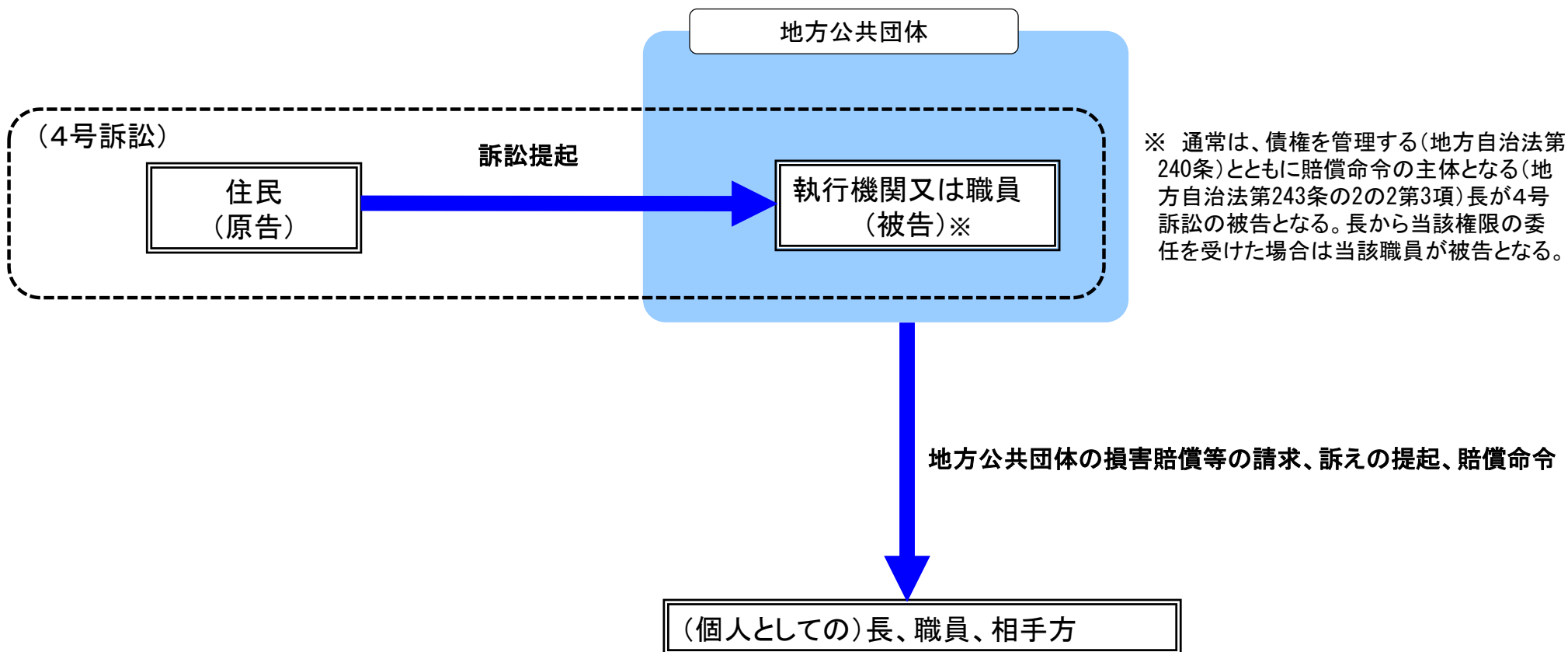
※3 地方自治法 § 242の2①IVにいう「当該職員」とは、当該訴訟において問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどして権限を有するに至った者を指す(最高裁昭和62年4月10日判決)。

※4 地方自治法 § 242の2①IVにいう「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」とは、当該訴訟の原告により訴訟の目的である地方公共団体が有する実体法上の請求権を履行する義務があると主張されている者を指す(最高裁昭和53年6月23日判決)。

住民訴訟制度の概要③

【4号訴訟】

- 住民訴訟のうち、いわゆる4号訴訟は、住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすること又は賠償命令をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める訴訟とされている（地方自治法第242条の2第1項第4号）。



住民訴訟制度の概要④

6 住民訴訟の判決

○ 判決の効力

既判力:「主文に包含するもの」について生じる(民事訴訟法 § 114①の準用)

拘束力:請求認容判決について生じる(行政事件訴訟法 § 33①の準用)

形成力:2号訴訟における取消判決等について生じる

○ 4号訴訟の判決後の手続

①損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 242の3①、②)

長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

当該判決が確定した日から60日以内に損害賠償金又は不当利得の返還金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

②賠償の命令を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 243の2の2④、⑤)

長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。

当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

7 その他

○ 管轄(地方自治法 § 242の2⑤)

地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

○ 弁護士費用(地方自治法 § 242の2⑫)

原告が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、原告は、弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を地方公共団体に請求することができる。